

資料 8 6 - 1

特定信書便事業の許可について

(諮問第1239号)

(公印・契印省略)

諮問第 1239 号
令和 5 年 6 月 26 日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 相田 仁 殿

総務大臣 松本 剛明

諮問書

株式会社ギンテック（代表取締役 永井 寛樹）ほか 2 者から、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 29 条の規定に基づき、特定信書便事業の許可の申請があった。申請の概要は、別紙 1 のとおりである。

当該許可の申請について審査した結果は別紙 2 のとおりであり、いずれも同法第 31 条各号に掲げる基準に適合しており、かつ、同法第 34 条において準用する同法第 8 条各号に掲げる者に該当しないと認められる。

よって、同法第 29 条の許可をすることとしたい。

上記について、同法第 38 条第 2 号の規定に基づき諮問する。

特定信書便事業の許可申請の概要

令和5年6月26日
総務省

○ 事業の許可申請

(1) 申請者及び提供サービスの概要

申請者名 (本社所在地)	資本金/ 出資金 (注1)	主な事業 (前年度売上高) (注2)	提供 サービス (注3)			提供区域	提供サービス概要	事業 開始 予定日
			1 号	2 号	3 号			
1 (株)ギンテック (東京都江東区)	1,120万円	貨物運送業 (1億7,652万円)	○			【1号役務】 東京都(離島を除く。)、神 奈川県、埼玉県、千葉県	【1号役務】 既存顧客の当社・グループ会社間を巡回す る役務を見込んでいる。	令和5年 7月1日
2 (有)えびす急配 (兵庫県神戸市)	300万円	貨物運送業 (3,052万円)	○			【1号役務】 兵庫県、大阪府	【1号役務】 既存顧客の当社及び販社を巡回する役務を 見込んでいる。	令和5年 8月1日
3 西日本エムシー(株) (福岡県糟屋郡宇美町)	1,000万円	医療用機械器具卸売業 (14億2,457万円)	○		○	【1号役務】【3号役務】 引受地:福岡県(離島を除 く。) 配達地:福岡県、佐賀県、 長崎県、大分県、熊本県、 宮崎県、鹿児島県(いずれ も離島を除く。)	【1号役務】 既存顧客から差し出される信書便物を送達 する役務を見込んでいる。 【3号役務】 既存顧客から差し出される注文書や納品書 等の信書を通常より半日以上早く送達するこ とを見込んでいる。	令和5年 7月21日

※注1: 直近の決算年度における額を記載。

※注2: 直近の決算年度における額を記載。

※注3: 民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第7項各号に定めるサービスをいう。

(2) 引受け及び配達の方法

申請者名		引受の方法				配達の方法
		同社営業所で引受け	利用者の指定場所で引受け	巡回先で引受け	定期集配先で引受け	
1	(株)ギンテック	1号	1号	1号	1号	対面交付、郵便受箱への投函又はメール室への配達
2	(有)えびす急配			1号	1号	メール室への配達
3	西日本エムシー(株)	1号、3号				対面交付、郵便受箱への投函

(3) 信書便事業収支見積(委員限り)

その1 収入の部

申請者名(注1)		利用見込通数(月)	単価	信書便事業見込収入(年間)
1	<u>(株)ギンテック</u>			
2	<u>(有)えびす急配</u>			
3	西日本エムシー(株)			

注1:下線を付した者は消費税込み、下線の無いものは消費税抜きにより、単価及び信書便事業見込収入を計上。以下、同じ。

(3) 信書便事業収支見積(委員限り)

その2 支出及び利益の部

(単位:万円)

申請者名	年度	信書便事業収入	信書便事業支出					信書便事業営業利益(注1)	当期純利益(税引前利益)(注2)
			合計	人件費	経費	減価償却費	その他(業務委託費等)		
1 (株)ギンテック	初(2ヶ月)	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	
	翌								
2 (有)えびす急配	初(8ヶ月)								
	翌								
3 西日本エムシー(株)	初(5ヶ月)								
	翌								

注1: 信書便事業営業利益は、信書便事業収入から信書便事業支出の合計を除いた額。

注2: 当期純利益は、会社全体としての利益を表している。

(4) 資金計画 (委員限り)

(単位:万円)

申請者名		純資産の額(注1)	事業開始に要する資金(注2)	資金の調達方法
1	(株)ギンテック			
2	(有)えびす急配			
3	西日本エムシー(株)			

注1:純資産の額は、資産から負債を差し引いた額。直近の決算年度における純資産の額を記載。

注2:事業開始に要する資金は、人件費の2か月分、地代家賃の1か年分等の合計額。

特定信書便事業の許可申請の審査結果の概要

株式会社ギンテックほか 2 者からの特定信書便事業の許可申請について審査した結果の概要は、以下のとおりである。

いずれの申請についても民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号。以下「法」という。）第 31 条各号に掲げる基準に適合しており、かつ、法第 34 条において準用する法第 8 条各号に掲げる者に該当しないものと認められる。

- 1 その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。

（法第 31 条第 1 号）

項目	審査概要	適否
引受け	引受けの方法が事業計画に明確に記載されており、信書便管理規程の遵守義務のある者が差出人から直接引き受けることとされていることから、秘密を保護するため適切なものである。	適
配達	配達の方法が事業計画に明確に記載されており、信書便管理規程の遵守義務のある者が、受取人に直接引き渡す方法又は受取人の郵便受箱若しくはメール室へ配達する方法により、配達することが規定されていることから、秘密を保護するため適切なものである。	適

- 2 その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。

（法第 31 条第 2 号）

項目	審査概要		適否
事業収支 見積り	対象年度	事業開始当初の事業年度及び翌事業年度を対象としている。	適
	算出方法	信書便事業収入は、契約が見込まれる者との間で予定する契約額や顧客へのヒアリング調査の結果を基に算出した推定取扱通数に予定単価を乗じた額等を、その他の収入は、前年度の実績を基に算出しており、適正かつ明確に算出されている。信書便事業支出は、項目ごとに積み上げた額又は兼業する事業との案分による額を、その他支出は、信書便事業と案分した額を除いた上で前年度の実績を基に算出しており、適正かつ明確に算出されている。	適
役務内容が 法に適合して いること。	申請のあった役務内容は、それぞれの役務の種類に応じた法の規定に適合している。		適

3 その事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

(法第 31 条第 3 号)

項目	審査概要	適否
資金	事業の開始に要する資金の見積りの算出方法が適切かつ明確であり、調達できることについて明確な裏付けのある自己資金により調達することとしている。	適
行政庁の許可等	事業を営むために必要な許可等を取得済みである。	適

4 欠格事由に該当しないこと。

(法第 34 条において準用する法第 8 条)

いずれの申請者とも該当なし